

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成30年5月16日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細田 徳治

（平成30年2月1日～2月28日受理分。記載順序は五十音順。）

1 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
萩原 章弘	萩原会	平成30年1月31日
松崎 智也	松崎智也と所沢に笑顔を増やす会	平成29年12月31日

2 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
藤林 玉江	藤林ふみお後援会	平成29年12月28日